

薬局の業務体制チェックリスト（薬局名 _____）

〔 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（以下「体制省令」という。）第1条等に基づく薬局の業務を行う体制のチェックリスト 〕

○調剤体制

- ◆調剤薬剤師数（※常勤換算） 【 _____ 人】①
- ◆1日平均取扱処方箋（予定）枚数 【 _____ 枚】②

※眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋は、3分の2を乗じて算定。

○有資格者の勤務時間（特定販売のみに従事する勤務時間数を除く）

- ◆調剤薬剤師の1週間の勤務時間の総和 【 _____ 時間 分】③
- ◆販売薬剤師の1週間の勤務時間の総和 【 _____ 時間 分】④
- ◆登録販売者の1週間の勤務時間の総和 【 _____ 時間 分】⑤

○開店時間（※開店時間…特定販売のみを行う時間を除いた営業時間）

- ◆開店時間の1週間の総和 【 _____ 時間 分】⑥
- ◆開店時間のうち、深夜（午後10時から午前5時まで）以外の開店時間の1週間の総和 【 _____ 時間 分】⑦
- ◆要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等する開店時間の1週間の総和 【 _____ 時間 分】⑧
- ◆要指導医薬品又は第一類医薬品を販売等する開店時間の1週間の総和 【 _____ 時間 分】⑨

○情報提供の場所の数

- ◆要指導医薬品又は一般用医薬品の情報提供を行う場所の数 【 _____ カ所】⑩
- ◆要指導医薬品又は第一類医薬品の情報提供を行う場所の数 【 _____ カ所】⑪

1. 調剤体制

薬局の開店時間内は、常時、調剤薬剤師が勤務しているか（体制省令第1条第1項第1号）

下記の式が成立しているか（体制省令第1条第1項第6号）

$$\frac{\text{(3) 時間 分}}{\text{(10) カ所}} \geq \frac{\text{(6) 時間 分}}{\text{(8) 時間 分}}$$

下記の式が成立しているか（体制省令第1条第1項第2号）

$$\frac{\text{調剤薬剤師数 (1) 人}}{\text{(常勤換算)}} \geq \frac{\text{処方箋取扱枚数 (2) 枚/日}}{40}$$

2. 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売体制

下記の式が成立しているか（体制省令第1条第1項第10号）

$$\frac{\text{(4+5) 時間 分}}{\text{(10) カ所}} \geq \text{(8) 時間 分}$$

特定販売を行う薬局にあつては、以下の式が成立しているか（通知平成26年3月10日 薬食発0310第1号）

$$\text{(6) 時間 分} \geq 30 \text{ 時間}$$

$$\text{(7) 時間 分} \geq 15 \text{ 時間}$$

3. 要指導医薬品又は第一類医薬品の販売体制

下記の式が成立しているか（体制省令第1条第1項第11号）

$$\frac{\text{(4) 時間 分}}{\text{(11) カ所}} \geq \text{(9) 時間 分}$$

要指導医薬品又は第一類医薬品を販売等する開店時間内は、常時、薬剤師が勤務しているか（体制省令第1条第1項第3号）